

平成30年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成30年6月15日

○出席議員 15人

1番 藤本 治 君	3番 久我 恵子 君	4番 鈴木 克己 君
5番 磯野 典正 君	6番 照川 由美子 君	7番 戸坂 健一 君
8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君	10番 末吉 定夫 君
11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君	13番 岩瀬 洋男 君
14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君	16番 寺尾 重雄 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 岩瀬 好央 君	総 務 課 長 酒井 清彦 君
企 画 課 長 軽 込 一浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 植村 仁 君
介護健康課長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 吉清 佳明 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 神 戸 哲也 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 岡 安和彦 君
社会教育課長 長 田 悟 君	水 道 課 長 大野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡辺 茂雄 君	議 事 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第30号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算

議案第34号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

第2 請願・陳情の委員会付託

請願第2号 「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

陳情第5号 国に対する地方消費者行政の財政支援を求める意見書提出に関する陳情

第3 休会の件

開 議

平成30年6月15日（金） 午前10時開議

○議長（岩瀬洋男君） ただいま出席議員は15人で、定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（岩瀬洋男君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第30号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） まず、議案第30号につきましては、これによって税額が引き上がる場合、あるいは引き下がる場合につきましてお尋ねをいたします。

続いて、議案第32号につきましては、この標準税率が県から示されておまして、これに基づいて、端数を調整するような形で改正案が提案されているわけですが、標準税率が妥当である根拠といたしますか、これはどういう根拠をもって示されているのかをお尋ねしたいということと、今回、全体として5,000円を超える引き下げになっているわけですが、負担軽減を求める市民の声に応じて、この引き下げ幅をさらに大きくできないものかと思うわけですが、その点と、特に均等割につきましては、昨年6月議会で、資産割の廃止に伴いまして、均等割を引き上げております。今回の引き下げによりまして、これをトータルしますと、去年の6月までの均等割よりも1,000円高くなっていると思うのです。これは、少なくとも

去年6月時点までの額に引き下げるべきだと思うんですけども、その点、なぜこのような提案になったかをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。まず、市税条例の増税減税の影響のある場合ということでお答えいたします。

主な改正点の中でもお示ししてありますように、個人住民税では、給与所得控除、公的年金控除等の基礎控除、それぞれの控除を10万円下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることから、給与所得者や年金受給者については増減税はありませんけれども、いわゆるフリーターとか自営業の方については、基礎控除の10万円引き上がる分だけが影響として出てまいりますので、控除額が上がるということは、税額にしてみれば下がると、減税の効果があらわれてまいります。

また、上限として高額所得2,400万円を超えた段階で控除額が縮減し、2,500万円を超えますと控除額がゼロになるということですので、2,400万円を超える所得がある方については、今回増税となります。

それから、法人で申し上げますと、主な改正点として資料でお配りさせていただきました3点目に、今回、生産性向上特別措置法の規定によって一定の設備投資をした場合は、3年に限り固定資産税をゼロにするという取り扱いを設けましたことから、この対象を受ける方については、減税となります。

あと、たばこ税の引き上げに伴い、本年10月1日から値上げとなりますので、たばこを吸われる方については、10月以降が増税になるという関係にございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。まず、議案第32号の標準税率に基づいた税率が妥当であるかというご質問でございますけれども、まず標準税率の算定方法といたしましては、千葉県全体の保険給付費から前期高齢者交付金や公費等を差し引いて、千葉県全体の国保事業費の算定基礎額を算定します。その基礎額から年齢構成の差異を調整した医療費水準及び所得水準に応じて、市町村ごとの国保事業費の基金を算定します。その国保事業の基金から経費や補助金等を加算、減算して、標準保険税総額を算定し、それに標準的な収納率を割り戻して、調整後、保険税総額を算定いたします。その調整後、保険税を所得や人数のシェアに応じて分割した上で標準保険税率を算出しております。これにつきましては、国のガイドラインや県の国保運営協議会の運営方針の中で定めておりますので、各市町村、それぞれ同じ条件で計算されておりますので、これは妥当であると考えております。

次に、2点目の、国保税をもっと引き下げるべきではないかというご質問ではございますけれども、まずは、平成29年度の国保特会の繰越金について申し上げますと、繰越金が約1億6,400万円となります。そのうち、今回の国保税の引き下げに2,000万円を充て、また財政調整基金に3,000万円を積み立てております。そして、財政調整基金の総額は8,000万233円といたしました。残りの約1億1,400万円につきましては、財政調整基金とともに今後の健全な国保財政運営を図るために財源として留保していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第30号につきまして、合計所得金額240万、250万のこのようになったい

きさつについて、なぜこのような低減等の措置がとられているのかについてお伺いします。

それから、回答はなかったんですけども、均等割の1,000円、依然として昨年の6月以前よりは高くなってしまいうわけで、少なくともこれを元に戻すということがあってしかるべきだと思うんですけども、それだけではなくて、繰越金というのはもともと、これまでの高い保険税を負担されてきた市民が、その負担によって繰り越されたものですから、当然に市民に還元すべきものでありますので、そういう点では、さらなる大幅な引き下げにつなげていくべきだと思うんです。そして、少なくとも均等割は、昨年の元に戻す、あるいは、より引き下げるという方向に進むべきだと思いますので、改めてその点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。合計所得金額が2,400万円を超える段階で影響が出て、2,500万円から控除額がゼロになるという、先ほど240万円とおっしゃいましたが、2,400万円の部分の改正の内容についての質問と理解させていただきましたけれども、高額所得者に対する増税につきましては、今回の税制改正の中で、税負担の効果等を勘案して、高い所得のある方についての控除額の低減、消失される仕組みを採用することとされたものでございます。

それと、先ほど答弁漏れましたけれども、国民健康保険税の、昨年資産割を廃止したことに伴う均等割の引き上げに対しての、今回の改正についての考え方ですけれども、税負担は、個人の資産、所得に応じて負担していただく応能の部分と、それから医療提供を受けるという応益の部分の割合は、地方税法では50対50というのを基本としておりまして、応能・応益は、おおむね50対50がふさわしいという地方税法の規定に倣い勝浦市では設定しておりますけれども、昨年、現行までの応能・応益の割合で申し上げますと、所得割が医療給付費で49.2対50.8で、所得割のほうは50をちょっと切っている状態、今回、標準税率で示された割合が50.5対49.5で、所得割のほうは50.5という割合でございました。こういったものを勘案して、勝浦市は今回の改正案でつくりました医療給付費分における応能・応益の割合は50.6対49.4、所得割のほうにやや偏重してございますけれども、おおむね妥当な数字ということで、昨年の見直したことによって、均等割が課題であるというご指摘であったとしたならば、おおむね今回の改正によってそれは解消されている、50.6対49.4でございますので、そのような解消されている状況にあるというふうに理解しております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そのように説明されるんですけども、均等割というのは、子どもが1人多ければ、それだけかかるという税ですから、昨年の6月以前のことに戻すという点は、最低限やれるんじゃないかと思えますし、そのことによって著しい影響というのはないのではないかと、市民の立場にとってみれば、元に戻すということであって、特にお子さんの多い世帯については非常に喜ばれることになろうと思うので、ぜひともそういった措置をお考えいただきたいというふうに、改めて思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 前段者と同じ議案第32号についてお聞きします。議論を聞いておりまして、均等割の1,000円はまた元に戻せというような感じの議論がありました。私、今回、枝葉末節な議論をしているなと思ったのは、総体的に保険料全体で安くなるということがまず第一であっ

て、それをどう考えるか。その中でまた均等割が1,000円、昨年に戻すべきだという議論があったんですが、そうではなくて、全体を見た中でどう考えるのかということだと思います。

それで、先ほど市民課長のご答弁の中で、1億6,000万円のうち2,000万円を今回の保険料引き下げに使って、3,000万円を財調のほうに積み立てた。それで、国保財調の総額が8,000万233円になりましたというようなご答弁がありました。残りの1億1,000万円については、留保財源として今後のために残してあるというような答弁があったわけですが、保険料を下げるのも大いに結構で、実際に私も国保ですから、1円でも安いほうがいいというふうに考えるわけでありすけれども、いたずらに保険料をただ下げる下げるという議論をするのではなくて、保険料を下げるために、どういった取り組みをしていく必要があるのかということも議論していく必要があるんだと思います。要は、言いかえれば、健康づくりにもっと力を入れるとか、特定健診の受診率をもっと上げるべきだとか、例えば1億1,000万円の留保財源の中でこういったことをしていったらどうかというような、建設的な前向きな議論をもっとするべきだと思うわけでありすけれども、留保財源1億1,000万円あるわけですが、改めて今、財調8,000万233円あるということでございますけれども、質問としましては、財調8,000万円になりました。その8,000万円の額について、今度、国保の広域化に伴って、私はまだまだ少ないと思うわけでありすけれども、それについて、どの程度の財調の金額が必要と考えているのかについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。国保の財政調整基金についてでございますけれども、今回3,000万円を積み立てて、約8,000万円の積み立てとなりました。国保財政調整基金の使い道であります。被保険者の急激な減少や不景気等による所得の落ち込みにより、県に納付する国保事業費納付金はその年度で支払えない場合、財政調整基金からの繰り入れを実施して、急激な保険税率の上昇を抑えるために使おうということで考えております。必要額ということでございますけれども、以前、委員会等でも答弁しておりますけれども、保険給付費の過去3年間の平均年額の25%以上ということで、勝浦市に当てはめると約18億円、その25%ですと約4億5,000万円となりますけれども、本市においては安定的な国保の財政運営を図るためには、最低でも1億円は必要ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 私は記憶が今曖昧なので確かなことは言えないですが、29年度だったか、本年度予算だったか、国保の特会を編成する上で、たしか財調があったので保険料を引き上げないで予算編成できた。今年度だったですかね、忘れましたけれども、そういった意味もあって、私は、2,000万円財調に積み立てて8,000万円になったということは、大いに評価すべきことだと思います。

もう一度言いますけれども、保険料を引き下げるためにどういった取り組みを今後していかなくちゃいけないのか、健康マイレージとか、いろいろな議員が質問して提案をされたり、特定健診の受診率をもっと上げるんだとか、そういったことを我々としてはもっと先進事例を学びながら執行部に提案等していきたいと思ひますし、とはいえ、やはり市民の財布から保険料をいただいているわけですから、保険料を1円でも下げてくれというのは当然の意見でありますので、安定的な保険運営をしっかりとさせていただきたいということと、同時に、市民の健康づ

くりにも、より一層取り組んでいただきたいということをお願いして、答弁は結構ですので、質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は総務文教常任委員会へ、議案第31号及び議案第32号、以上2件は産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第33号 平成30年度勝浦市一般会計補正予算、議案第34号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） それでは、14ページ、防犯対策事業費、こちらのほうから1点、こちらの防犯カメラは興津小学校と上野小学校に一式ずつ導入されるということですが、価格が違うので、この価格の違いのご説明をお願いしたい。それが1点。

それと、17ページの衛生処理場の施設整備費ですが、こちらの価格は、修理なのか、それとも交換なのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。神戸生活環境課長兼清掃センター所長。

○生活環境課長兼清掃センター所長（神戸哲也君） お答えいたします。まず1点目の防犯カメラの価格の違いでありますけれども、この2カ所とも同じものを設置いたします。主要なものにつきましては、屋外用の中距離の暗視カメラが7万8,000円、そして、屋外設置型のレコーダーが18万円、その他工事費いろいろあるんですけれども、違いといいますと、柱の長さ、これは上野小学校に6メートルのもの、興津小学校に5メートルのもの、この価格、それぞれ、上野小学校6メートルにつきましてが3万円、興津小学校につきましては5メートルで2万6,000円、4,000円の違いプラス消費税で4,320円の違いが出ております。

次に、2点目の衛生処理費の設備につきましては、更新ということであります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） ありがとうございます。後のほうに質問した衛生処理のほうは、承知いたしました。前回、私は見学をしなかったものですから、説明を受けたところであります。

防犯カメラの件ですが、柱の価格の違いということで、これは承知いたしました。

防犯カメラの件ですが、データの保存期間、何日で上書きをされてしまうのかをお伺いしたいのと、あと、取り扱いですね、例えば何か事件があったときの取り扱い、この取り扱いの規定についてお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。神戸生活環境課長。

○生活環境課長（神戸哲也君） お答えいたします。まずデータの保存期間ですけれども、5日から

1週間程度で上書きされます。これにつきましては、車両や人物を判別できる画質に設定しておりまして、記憶媒体が32ギガということで、この関係で5日から1週間ということになります。

また、データの提供につきましては、基準に基づき、捜査機関にのみ、文書による申請に対し提供しているという状況です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） ありがとうございます。子どもたちの安全のためにも、ぜひ防犯カメラは早い設置をお願いしたいと思います。

これは要望ですが、実は中央商店街のほうにも防犯カメラを数年前に設置させていただきましたが、防犯カメラの角度が、ある日、変えられておりました。気がつくのが大変遅かったもので、いつやられたかわからなかったんですが、その辺もありますので、せっかく設置しても、角度が変えられてしまって、犯罪が起きたときに写っていなかったということがないように、定期的に、角度、そういうのを見ていただければありがたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） それでは何点か質問をさせていただきます。まず最初は、14ページの、今言った防犯対策事業ですが、上野小学校の入り口と興津小学校入り口ということで、今回2基追加ということでございます。これは非常にいいことですが、上野小学校については、場所が、学校の正門までは、途中、県道から長い部分があります。その辺の設置箇所、これは明らかにできるのかどうかわかりませんが、それについてと、もう一点は、小学校の隣に集会所があるんですが、そこが小学校の放課後ルームになっています。いわゆる犯罪抑止ですから、私と思うのは、放課後ルームと小学校のほうに入るところは、香取神社の下で、冬場になると人気もないし薄暗い場所なんですが、その辺について、設置箇所が、今回学校の正門のほうであれば、続いて裏側のほうにも私は設置をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

あと、18ページのイノシシ棲み家撲滅特別対策事業ということで156万円計上されています。全額が県の補助金ということで、県の事業で今回全県的にやるようですが、既に各区に、この要望調査をしていると思います。まず1点目は、どのような事業でやるのかということと、あと、対象は行政単位なのか、それとも、行政区以外に、団体に対しても対応できるのかということ、2点お伺いします。

次に、19ページの道路改良工事、勝浦荒川線ですが、当初予算に上げられていると思いますが、今回、説明によりますと、当初予算より交付金の増額が見込めるということで1,280万円の事業費が追加されたものと思いますが、その辺の確認と、それと、図面を見させてもらったんですけど、以前もそうなんですけど、漠然とした図面で、現況の道路が入っていない、マーカーで引いた線しか入っていない図面なんです。ですから、当初予算のときも聞いたと思うんですが、今回追加して、当初予算にプラス1,200万円の追加ですので、事業としてはどのような内容の追加なのかについてお伺いします。

それと、関連ですが、このような交付金が増額になるということですので、当初予算にプラスではなくて、ほかの道路の改良はできないのかというふうに思います。荒川線に限って交付金が交付されるというのであればこのようなことになると思いますが、交付金の使い道がほか

の道路で使えるのであれば、私はお聞きしておきたいのは、新坂沢倉線、いわゆるキュステの隣から武道大学まで行く道路について、以前、市長はあの辺の拡幅を考えているということでありまして、とりあえずグレーチングで側溝をふさぎました。それは片側だけです。もう片側が、それから継続してやられていないということで、埋渠になっています。ですから、あそこも当初はたしかグレーチングで両方ふさぐようなことが言われていたと思うんですが、であれば、そのこのところを先に事業化していいんじゃないかと思いますが、その辺について、これは関連ですから、だめだと言われればだめなんですけど、ぜひ聞いておきたいと思います。

それと、20ページの地域防災対策事業の、これは九都県市合同の防災対策ということで、追加の予算ですかね、改めて防災訓練の内容についてお伺いしたいのと、報償費で10万9,000円、防災訓練参加医師の報償費という6名分上がっていますが、この辺については市の医師会と当然相談した上でやるんでしょけど、これはほとんどの人はボランティア参加でやると思うんですが、医師だけ報償費を払うのかという部分が、ちょっと感じるんですが、その辺の、もし医師会等との訓練参加についての協議がありましたら、お伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。神戸生活環境課長。

○生活環境課長（神戸哲也君） 防犯カメラの設置についてでありますけれども、設置につきましては、勝浦警察署と設置場所を協議しております。そこで、もっぱら犯罪の予防を目的として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所を撮影するためにということで、県の補助事業ということでありますので、この辺ですね、そして、公道の画像面積は2分の1以上ということから、今回、上野小学校の入り口は、上野J Aいすみ側に設置するということで決定いたしました。

県道とか、国道とか、犯罪者の逃走ルートとか、参考になるような、そういう連続的に画像データが撮れるようなところを設置するということを、まず1学区1台から進めておりますので、放課後ルーム側につきましては、また今後の参考とさせていただきます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。まず1点目、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業の概要について、ご説明させていただきます。対象事業でございますが、補足の資料にもございますとおり、千葉県が平成30年度より新たに創設しました有害鳥獣対策でございます。内容に示されているとおり、住民の方々の共同活動で取り組む刈り払いについて、県のほうから全額支援しようとするものであります。今全額と申しましたが、補助金につきましては1反歩当たり3万9,000円、対象となる経費については、刈り払いに要する、例えば日当ですとか、機械の燃料代、刈り払い機の替え刃と、あと保険料、必要に応じて委託料等であります。

刈り払い等の対象の事業の経費の範囲、今、対象事業を申し上げましたけれども、対象となる範囲は、刈り払いのほか、集積ですとか運搬までの経費が対象となっております。

あと、この事業対象期間でございますが、県のほうでは、向こう3年、3年間この事業を実施するということになっております。

対象団体でございますが、この事業目的が共同活動で行うということから、共同活動が可能な組織を対象といたします。例といたしましては、行政区、そのほか、ほ場整備が完了した地域におきましては土地改良事業組合が設立されているかと思えます。そのほか、国県交付金、市も交付金を交付しております多面的機能支払い交付金事業を実施している組織等が該当にな

るかと思います。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、1点目の交付金の増額、1,280万円の増えた理由であります。当初予算では交付金の額を2,000万円と見込み、工事費4,000万円を計上させていただいたものでありますが、今回、内示額が交付金の640万円分が余分に内示されたということで、それに見合う1,280万円を増額させていただいたものであります。

2点目の、工事の内容であります。先般の林地開発により、バイパスのように勝浦荒川線ができておりまして、その延長が448.1メートルでありました。これの起点側は荒川側になっているんですが、今回の工事は、終点側の中谷廻り山線からちょっと勝浦側に向かったところから今回の工事を始める予定であります。

工事の内容は、今の道路を完全な道路、交付金に見合う道路に変えていくための工事を行っていくものでありますが、今の道路は下層路盤と表層のアスファルトの舗装しかありませんので、これに上層路盤を乗せて歩道をつけていく、排水整備も両側に行っていく工事であり、今回の1,280万円を足しますと、終点側から完全な形の道路として整備していく延長が約268メートル、これが完全な道路として整備が終わり、残りの部分を次年度に整備していこうと考えているものであります。

3点目の、交付金の使い道、ほかの道路を整備してもいいんじゃないか、できるのかというご質問であります。今回の勝浦荒川線の社会資本整備総合交付金を使う目的は勝浦荒川線の改良のためでありますので、これをほかの道路の改良に回すことは、今回はできません。一つ一つの事業を上げていって、その中でしか、この道路改良のものは使えません。他の、例えば橋りょうであったり、トンネルであったり、上げるものは、ある程度自由にその中で使うことはできるんですが、今回の道路改良につきましては勝浦荒川線のみであります。

次の新坂沢倉線の改良についてであります。記憶が確かではないですが、平成27年9月議会のときに鈴木議員の一般質問を受けて、それをすぐには改良できないので、グレーチングをかけて、歩行者がその上を歩けるようにしたいということでお答えしたかと思いますが、国際武道大学に向かって右側をかけたものでありますが、左側に関しましては、今、当課で考えている改良の方法の一つとして、張り出し歩道のように、現道をいじらないで、その左側に歩道を設置していったらどうかというふうに考えております。その際、左側の側溝にグレーチングをかけてしまいますと、今度改良したときに、その分が、また剥がさなきゃいけませんので、無駄になってしまうであろうということから、左側のほうにはかけていない状態です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。九都県市の合同防災訓練の内容と、もう一つは、医師関係の報酬のことでございます。

まず、九都県市の合同防災訓練の内容でございます。そもそも、この九都県市というのはどこかということになりますけれども、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、それと、市といたしましては、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、そして千葉市の5市の九都県市でございます。この九都県市による合同訓練で、今回、千葉県と勝浦市主催ですが、千葉県の会場ということで、今回、勝浦市で行うこととなりました。

この目的でございますけれども、地震発生時の個人保護や発災後における県や市、各防災機関の連携強化を図るため、実践的な訓練を実施するとともに、自主防災組織を中心とした避難所運営やボランティアセンター運営訓練等を通じて、発災時の対応などを学習し、自助の徹底、共助の充実、公助の連携強化による地域防災力の向上を図ることを目的としております。

今回、勝浦市の場合の訓練の震災想定でございますが、南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード8クラスの大地震が発生し、勝浦市では最大震度6強を観測、強い揺れによる家屋倒壊や斜面崩壊などによる被害が多数発生、電力・水道等のライフライン機能も麻痺している状態である。また沿岸部では最大5メートルの津波襲来が予想されるため、迅速な避難が求められる。こういった震災を想定した中での訓練でございます。

訓練場所につきましては、メイン会場を勝浦中学校校庭及び校舎、体育館を予定しております。それと、津波の避難訓練の場所として、部原区の海岸と新官区の漁協付近の海岸を予定して訓練を行うこととしております。

この訓練の主な内容になりますと、もっと実働訓練等がございます。実働訓練につきましては、緊急地震速報の伝達訓練とか、家屋倒壊の解体除去とか、応急救護の設置、また、沿岸等の避難訓練、情報伝達等が予想されております。

参加する団体でございますけれども、千葉県・勝浦市は共催となりますが、そのほかに、自衛隊、海上保安庁、気象庁、国交省、県警察、広域消防、県のボランティア災害センター、医師会等が参加して行う予定としております。

この合同防災訓練においては、本市が主にやる訓練は、勝中の体育館において、避難所の設営を今回大きな目的としております。避難所について、まず設営等を行い、その中で、今回予算でもありますように、医師等を派遣していますが、避難所におきましては、当然、避難者における、要は心のケアも含めて身体のケア、また、口腔ケアとか、そういったものも訓練の中に想定してやる予定にしております。

先ほどこの医師の関係でございますけれども、この医師につきましては、千葉県の医師会で医療救護に係る費用弁償等に関する覚書というのがございます。これを受けて、本市でも平成27年に覚書を締結して、その中で、合同訓練参加経費というのを立てております。医師については、1名につき1万7,400円を訓練の経費として覚書で締結しておりますので、これに係る6名分と、プラス旅費等、実費分ですけれども、一応、夷隅の医師会の事務所からの旅費相当ということで6名分、合わせて10万9,000円を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 防犯カメラについては、警察と協議をした上でということで、ただ、防犯のためのということになると、もちろん学校侵入のためにやるんでしょうけど、先ほど言ったとおり、学校が終わった後の放課後ルームのところも、今後は十分検討して、設置を早急に対応できるようにお願いをしたいと思います。これは答弁は要りません。

イノシシについても、県のほうでやるということで、先ほど対象団体は行政区以外の団体、農業関係団体も含めるということですので、これの説明会は既に終わっていると思いますけれども、今年度は、面積で言うと全部で4町歩ですか、上野、総野で2町歩ずつということですが、相当な対象面積があると思うんですが、結果的には個人の所有地になりますので、個人の所有地をその地域の方々でやるということで、その個人所有者も含めて、実際、地元所有者が全

部いれればいいんですが、いない場合もあるし、また、どの程度の、草刈り程度なのか、やぶになっちゃっているところがすみかになっている場合もありますし、どの辺まで範囲を広げた説明をされたのか、お伺いをします。

道路関係はわかりました。結果的には、太陽光発電でつけかえた道路ということで、私は一般質問で相当反対的な意見を言いましたけれども、実際に私も毎日通っている中で、現況としては、雨が降ったときの排水問題とかですが、先ほど言われた、上層路盤をこの事業でやるということですが、当初は、4センチのアスファルト舗装が、確認したら5センチだったということですけど、下層路盤がしっかりしていれば、アスファルトの5センチあれば、あの通りでは十分じゃないかなと思うんですが、あえてまた上乘せが、これは何センチぐらい計画しているのか、お聞かせください。

あと、当初の予算では268メートルということであれば、約半分ちょっと、今回のものが、逆に勝浦側からやるということですので、1,200万円であれば、さらにまだ残るということですので、それは継続してやるという話になるのでしょうか。

あと、関連で聞いた新坂沢倉線の、まだ課長の範疇の話だと思うんですが、市長にお伺いします。市長も、あそこの道路、要はキュステのそばの市道については早急に拡幅をしたいという話を以前にされていました。今、課長の範囲で、側溝、張り出し歩道を考えているということですが、それについては市長はどのように協議されて、どのように考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

防災については、わかりました。そういう協定があるのであれば、それは参加しないといけないということでもありますので、ただ、私は、これを勝浦市に持ってきた、総務課長なり、市の幹部に対して、敬意を表します。勝浦市は、昨日も地震がありましたし、いつ何時来るかわからない。必ず来ると言われていますので、その辺について十分な対応をしていただきたい。

これについては答弁はいいです。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。対象となる事業地の選定の関係でございますが、説明会の中では、地域の方々に、イノシシのすみかを撲滅するために、効果の高い箇所を選定いただいて申請していただきたいと、まずはこのように申し上げました。県からのQ&Aで、さらに詳細を説明しますと、例えば、林縁部、林の縁にある、やぶ状の低木等に属さない、すなわち、高さのある木を伐採してまでやる必要はない、これらについては対象外としております。そうした中、私どもの説明ですと、耕作放棄地の中でも、アシが繁茂していたり、比較的、樹高にとらわれず、幹の直径ですか、チェーンソーを使わない範囲であれば、皆さんで可能な範囲でできると認められる場合には、それは対象として構わないと、このように申し上げました。いずれにいたしましても、共同作業として皆さんで作業いただく労力等も勘案しながら、また、目的に即して、効果的な土地を選定していただいた上で申請願いたいと、このように説明したところであります。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） キュステから武大までの、あそこの道路は、本当に馬の背の道路でありまして、確かに危険性もあるということ、それからまた、キュステができたので交通量も非常に増えているということで、なるべく早くやりたいなと思いますけれども、その工法として、先ほ

ど都市建設課長がお話ししましたように、張り出しの、デッキ式のような歩道、こういうようなものをつくるしかないということでありまして、これは、今の代表監査委員からも前から提案もいただいております。代表監査委員も元土木の専門家でありますので、いろいろ工法等について指摘は受けておりますけれども、あとは、道路整備全体でのプライオリティーはどこであるのかということを考えながら、これから整備していきたい。いずれにしても整備したいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。1点目の、上層路盤に関しての、何センチ上乗せをするかということですが、さきの3月議会のときに、どういう道路構成になるのかということで、その時点で報告を受けていた内容では、もともと切り土の部分が多いので、道路の強度としては非常に良好な部分が多かった。それにより、現道のアスファルトを剥がさないでやれる部分があるのではないかとということでお答えさせていただきましたが、道路設計業務の業務委託が完了して成果が上がってきた段階では、そもそもが社会資本整備総合交付金を活用した道路、この基準というものが、道路構造令にある道路でなければならないというふうに指摘を受けまして、下層路盤と上層路盤、それに表層の舗装がある道路ということになりまして、現在ある道路は下層路盤の上に表層の舗装がされているだけです。これに上層路盤を乗せなければならないということになりました。ということは、今ある5センチのアスファルトは全て剥がすということになります。

それで、何センチ上乗せをするかといいますと、上層路盤は12センチ、その上に5センチのアスファルト舗装をする予定であります。残りの約180メートルの未改良になる部分ですが、これは引き続き継続してやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） イノシシの関係はよくわかりましたが、私的に、1反歩当たり3万9,000円を、実施した区なり団体が請求をするに当たって、先ほど、草刈り機の刃、燃料代など、それに対して経費を算出してということになると、それぞれに領収証とか、詳細な必要経費が添付されるということになると、地区としては、非常に面倒くさいというか、どうなんだということになるんですけど、一括して、確認で、面積計算して、事前と事後の確認ができれば、それで払えるということにならないのか、その辺が、各地区に書類を全部つくってということなのかどうか、それを確認をさせていただきます。もしそうであれば、もっと簡素化して、県の補助を使うので、その辺は県からの指示で対応するんでしょうけれども、その辺について、もう少し内容について教えてください。

市長の答弁は、毎回市長が言われていますので、早急にお願いしたいということですが、改めて聞いて、上層路盤というか、今のアスファルトを全部剥がす、交付金を使うにしても、交付金だからやるというんじゃないくて、私は今の路盤で、交付金を使わないで、あと側溝だけつけばいいんじゃないかと。交付金をもらうには構造基準をしっかりと持たなきゃいけないけど、どうなんだろう、交付金を使うから全部剥がして、またやり直し、非常に無駄な金で、交付金も税金ですよ。国から来るからって、国のお金を使うわけですが、半分は。そのところを、交付金が出るからという部分を含めて、私は、剥がしてやるのは、いささか反対です。であれば、交付金を使わなくても、側溝だけ入れれば十分あそこは道路としてできます

し、逆に、道路構造で言えば歩道もつけるんでしょうけど、あそこを歩く人なんか、誰もいないということはないけど、1日に数名です。そのために何千万円も使って、剥がして道路をつくるということであれば、改めて反対せざるを得ないと思います。そういうことから、もう一度、しっかりと、委員会までにもう一度答弁を求めますので、全部をやり直すということについての考えをもう一度まとめてください。以上です。それについては答弁は要りません。委員会のほうだけ。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。補助金に要する書類ですけれども、大きく5点ほどございます。作業の日時、作業時間、参加人数、作業内容を記載した日報、2点目として参加者名簿、3つ目といたしまして金銭出納簿、4点目は商品等、これにつきましては、刈り払い機の替え刃ですとか、燃料費、これらの領収書、5点目といたしまして、日当を支払った際の日当の証拠書類、これにつきましては領収書、あと、写真になります。刈り払いの作業前、作業中、作業後の写真が必要と、このように県のほうから指示されております。

議員おっしゃるとおり、こうした事務の負担の軽減ということで、私ども説明会の中では、各様式については、既に多面的機能支払交付金等の様式がございますので、それらを各団体でご用意するのではなく、私どもから提示をして、なるべく事務負担の軽減を図ってまいりたいと、このように説明は済ませております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 質疑の途中ではありますが、11時15分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 28ページの国民健康保険事業費納付金につきまして、当初予算よりも減額となっておりますが、そのわけと、それから、この納付金の減額が今回の国保税条例の改正にどのような関連があるのかについてお尋ねします。

もう一点、先ほどの勝浦荒川線の、今の道路を剥いで工事をするということの理由につきまして、改めてご説明をお願いしたい。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。まず、1点目の国民健康保険事業費納付金の減額理由についてでございますけれども、当初予算において、国から示された仮係数による国保事業費納付金ということで計上させていただきました。今回、平成30年度の国民健康保険事業費納付金の確定係数による決定通知がされたことにより、減額となりました。

また、その交付金の減額により、標準保険料率のほうも引き下げられまして、それが今回の国保税の引き下げに影響しているということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。今回、勝浦荒川線の、今ある5センチのアスファルト舗装を剥がす理由でございますが、これは幾つかあるんですけれども、まず、交付金の対象になる道路は道路構造令にのっとった道路でなければならない、それは先ほどお答えした

とおり、二層の路盤構成でなければならないということであります。今現在は下層路盤の一層だけですので、上層路盤を乗せる必要があります。

また、道路の地面の強度といいますか、道路の地耐力を検査するＣＢＲ検査というものがあるんですが、これが、切り土部分は地耐力は今でも十分あるんですが、盛り土部分に関して地耐力がありませんので、そこを路床改良を含めてやり直す必要があるわけです。一部はそのままほっておいて、もう一部を改良した場合に、すりつけが合いませんので、でこぼこの段差の多い道路になってしまうものであります。

また、今の道路は、両方の路面が、拝んでいるような、両方に下がっている道路でありますけれども、道路構造令、また、あそこを走ればわかるんですが、片勾配にならなければならないところもあるんですけれども、今現在その片勾配がない状態であります。このまま走行していったときに、道路構造令にのっとってなく、ましてや片勾配のとれていないところで仮に事故等が起きた場合、これは道路管理者としての責めを負う形にもなりかねないというものであります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は総務文教常任委員会へ、議案第34号は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

請 願 ・ 陳 情 の 委 員 会 付 託

○議長（岩瀬洋男君） 日程第2、請願・陳情の委員会付託であります。今期定例会において受理した請願・陳情は、お手元へ配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（岩瀬洋男君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月16日から6月20日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、6月16日から6月20日までの5日間は休会することに決しました。

6月21日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（岩瀬洋男君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時20分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第30号～議案第34号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第2号～請願第3号及び陳情第5号の委員会付託
1. 休会の件